

令和6年度かごしま経営革新推進企業伴走支援事業 業務委託 企画提案競技実施要領

1 企画提案競技の目的

本県中小企業の業績向上を促進するため、R4年度までの3年間、「かごしま経営革新推進企業創出支援事業」において、セミナーやグループワークにより経営革新計画の策定につながる支援を行った結果、3年間で5社が計画承認に至る等、一定の成果を得たところである。

一方、本県の経営革新計画承認企業に対する調査によると、計画承認時より付加価値額が増加した企業の割合は約52%となっている。

付加価値額を伸ばせなかった企業の要因を分析すると、特に製造業、サービス業において、新型コロナウイルスの長期化による売上減少や原材料・エネルギーの高騰、人員コストなど様々な経営課題に直面したり、環境変化への対応が遅れたりしたため、企業成長の機会を逸失している。

成長意欲が高い中小企業の多くは、県の承認を受ける「経営革新計画」をはじめ、スタートアップ時の「創業計画」、新事業展開のための「新規事業計画」、各種補助金を申請するための「補助事業計画」等の経営計画を策定し、設定した目標に向けて取り組みを進めているところ。

こうした企業が、原材料価格の高騰、人手不足など経営環境の変化が激しく不確実性が高い時代において、県内中小企業がより変化に強い企業体質へ成長していくために、実効性の高い経営計画の策定や、計画の実行段階において生じる経営課題の解決に繋がる支援を行っていくことで、付加価値額を向上させ、経営基盤の強化を図る。

2 企画提案競技に付する業務内容

(1) 経営革新等課題対応セミナー&ワーク（全2回、各2.5時間程度）

経営革新に必要なノウハウ、的確な課題設定、分析のための考え方や手法を習得するための導入セミナーを実施する。（1社あたり、経営幹部やプロジェクトリーダー等を含む2名程度の参加を想定。）

課題の性質毎に参加企業を分け、概ね3社につき1名の講師を配置。参加企業は、講師陣の助言を受けながら、個別ワーク形式で計画達成に向けて優先的に取り組むべき自社の課題を分析し、設定する。（本事業の支援により解決に取り組む優先課題を選定）

実施例

第1回	導入セミナー（経営革新のノウハウ、課題設定の考え方、手法など） ワーク：経営環境や強み弱みを踏まえた自社の問題点、課題の洗い出しなど
第2回	ワーク：計画推進（付加価値額の増加）に向けて、優先して解決すべき経営課題の検討 ワーク：自社の経営計画の軌道修正 など

(2) 支援企業の決定

(1)のセミナーに参加した企業を中心に、「経営計画※」に基づき経営の向上に取り組んでいる企業で、自社では解決困難な経営課題解決の支援を希望する製造業、サービス業等の中小企業を募集する。

募集にあたっては、人手不足が主な原因で経営計画を達成できない企業を重点的に伴走支援するための優先枠（4～5社）を設ける。

※ 経営計画：経営革新計画，創業計画，新規事業計画，各種補助事業計画等で，経営の向上を示す指標である付加価値額を構成する営業利益，減価償却費，人件費が記載されているもの

応募企業の経営計画の内容を確認するとともに，選定基準（今後，高い成長性や付加価値額向上が見込まれる事業に取り組む中小企業など，事務局と県で協議の上作成）に基づき支援企業を選定し，10社程度を決定する。

想定される主な経営課題

- ① 販路開拓：製品の付加価値アップ（差別化），新規顧客・販売チャネルの開拓，ターゲットとする市場の分析など
- ② 生産性向上：生産量アップ，生産管理（カイゼン），業務効率化（見える化），コストダウン，DX（デジタルトランスフォーメーション），システム導入（省力化・省人化），ITツール活用など
- ③ 内部管理：資金調達，資金繰り，人材確保，従業員教育，業務効率化のための体制見直しなど

(3) 支援企業の経営分析

支援企業から，事業概要，組織（人員）図，過去3期分決算書類等の提出を受け，これらを基に経営分析を行い，収益性，成長性，生産性，投資余力，返済余力に係る基礎指標を確認する。

また，(5)の伴走支援にあたって実現可能な提案に繋げるための基礎資料として活用する。

(4) 伴走支援チームの結成

支援企業の付加価値額を向上させるために優先して解決すべき経営課題を見極めた上で，課題に応じて適切に伴走支援できる専門家及び公的支援機関等をコーディネートし，支援チーム（3名程度）を結成する。

専門家は，受託事業者の関連先など外部のコンサルタント等を選定することもできる。

公的支援機関等は，商工会・商工会議所，かごしま産業支援センター等で，企業の意向を踏まえつつ，支援チームへの参画について適切な機関に依頼し，協力を得る。

支援チームの役割

【専門家】企業の経営課題や財務状況に応じた適切な解決策を提案

【支援機関】企業の取組をフォロー

- ・ 次回の支援が円滑にできるよう取組の進捗を確認

- ・ 必要に応じて専門家との橋渡し役になり，現場での疑問点解消を支援

【事務局】個別支援案件の管理，連絡調整，支援成果とりまとめ

(5) 課題解決に向けた伴走支援（10社×3回、各3時間程度）

伴走支援チームが参加企業を訪問し、経営幹部、プロジェクトリーダー等と対話しながら、複合的な目線で経営課題の解決を図り、付加価値額を向上させるための実践的な支援を行う。

実施例

第1回	課題認識の共有，課題解決策の検討・提案
第2回	企業の取組状況に応じた課題解決策の追加提案・軌道修正等
第3回	取組効果の確認，検証

伴走支援による企業の取組や成果については、県ホームページ等を通じて、経営革新等に取り組む県内企業や支援機関に向けに情報提供ができるよう、支援事例としてとりまとめを行う。

3 履行期限（予定）

令和7年3月31日（月）まで

4 企画提案書

以下の項目について説明した企画提案書を作成すること。

- (1) 業務の遂行体制
 - ア 企画提案者の企業概要・組織体制
 - イ 業務遂行責任者の経歴・概要
 - ウ 連携先の概要，連携方法（本業務の遂行にあたり外部機関との連携がある場合）
- (2) 業務の全体スケジュール
- (3) 具体的な業務提案内容
 - 支援企業の決定
 - ・実施体制
 - ・支援企業の掘り起こし（募集）方法，広報活動
 - ・支援企業の選定方法，選定基準等
 - 支援企業の経営分析
 - ・実施体制
 - ・経営分析の内容等
 - 経営革新等課題対応セミナー&ワーク
 - ・開催場所
 - ・テーマ
 - ・講師
 - ・構成
 - ・実施方法，実施体制等
 - 伴走支援チームの結成
 - ・経営課題に応じた専門家の選定
 - ・実施体制
 - ・外部専門家，支援機関との連携体制等
 - 課題解決に向けた伴走支援

- ・実施方法，実施体制
- ・構成
- ・支援事例のとりまとめ等

5 費用見積書

- (1) 企画提案に係る見積上限額は4,354千円以内（消費税を含む。）とする。
- (2) (1)の見積額の内訳として，単価を明示した上で積算内訳を具体的に示すこと。

【対象経費の例】

- ・ 業務遂行責任者，社員の人件費
- ・ 賃金
- ・ 支援企業の決定，経営分析に係る経費
- ・ 経営革新等課題対応セミナー&ワークに係る経費（講師への謝金・旅費，会場借上費 等）
- ・ 伴走支援チームの結成，伴走支援に係る経費（専門家等への謝金・旅費 等）
- ・ 事業広報に係る経費（リーフレットの制作費 等）ほか

6 企画提案競技参加申出書の提出

- (1) 提出方法

本企画提案競技に参加しようとする者は，企画提案競技参加申出書（様式1）を電子メールで提出すること。

- (2) 提出期限

令和6年4月16日（火）午後5時15分

- (3) 提出場所・問い合わせ先

鹿児島県商工労働水産部 中小企業支援課 中小企業支援係 担当 野田

郵便番号 890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号

電話番号 099-286-2951

FAX番号 099-286-5576

電子メールアドレス shien@pref.kagoshima.lg.jp

7 企画提案書等の提出

- (1) 提出期限

令和6年4月26日（金）正午までに持参又は郵送により提出する。（郵便又は信書便により送付する場合は，同期限までに必着のこと。）

- (2) 提出書類

ア 応募書（様式2）

イ 企画提案書（様式は任意）

ウ 費用見積書（様式は任意）

エ 企画提案者の企業概要パンフレット等

オ 鹿児島県が行う契約から暴力団を排除する措置に関する誓約書，役員名簿（様式3）

カ 決算書（直近3期分）

キ 納税証明書（県税について未納がないことの証明）

- (3) 提出部数

7部（うち原本1部）

- (4) 提出・問い合わせ先

6(3)のとおり

8 企画提案競技に係る留意事項

- (1) 今回、企画提案競技に付する業務内容以外に、予算の範囲内で、事業目的を達成するために有効と思われる事項があれば追加提案すること。
- (2) 企画提案書は1案に限り、複数の企画提案書の提出は認めない。また、提出期限後の提出書類の再提出及び差替えは認めない。
- (3) 提出された提出書類は返却しない。
- (4) 提案書類の作成及び提出に要する費用は提案者の負担とする。
- (5) 本業務の実施に当たり、企画提案書に記載された業務遂行責任者は、特別の理由があると認められた場合を除き変更することができないものとする。

9 企画提案競技に参加する者に必要な資格

(1)から(5)に掲げる要件のすべてを満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること
- (2) 経営不振の状態（会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項に基づき更生手続開始の申立てをしたとき、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項に基づき再生手続開始の申立てをしたとき、手形又は小切手が不渡りになったとき等。ただし、鹿児島県が経営不振の状態を脱したと認めた場合を除く。）にない者であること
- (3) 暴力団等を構成員に含まない、また、暴力団等と取引がないこと
- (4) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体ではないこと
- (5) 都道府県税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと

10 提案の無効

- (1) 参加資格のない者がした提案は、無効とする。
- (2) この要領に定める手続以外の手法により、提案者が審査員又は関係者に本企画提案競技に関する援助を直接又は間接に求めた場合、その提案者の提案は無効とする。
- (3) 提出された提出書類が次に掲げる事項のいずれかに該当する場合、提案は無効となることがある。
 - ア 提出方法、提出先及び提出期限に適合しないもの
 - イ 作成様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合しないもの
 - ウ 記載すべき内容の全部又は一部が記載されていないもの
 - エ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの

11 説明会

- (1) 日時・場所
日時：令和6年4月3日（水）午前11時00分～11時20分
場所：鹿児島県庁行政庁舎7階 7-A-2会議室
- (2) 説明会への参加希望者は、6の問い合わせ先に電子メールにて参加する旨を連絡すること。ただし、説明会への出席は本件企画提案に参加するための義務ではない。
- (3) 説明会への参加者は1社あたり2名までとする。

12 質問の受付

(1) 質問方法

本企画提案競技に関して疑義があるときは、質問書（様式4）に質問を記載し、持参、郵便、信書便、ファックス又は電子メールにより提出すること。（質問書（様式4）を提出する場合、同時、もしくは事前に企画提案競技参加申出書（様式1）の提出が必要であり、質問書（様式4）のみでの提出は受け付けない。）

(2) 提出期限

令和6年4月16日（火）午後5時15分（郵便又は信書便により提出する場合は、同期限までに必着のこと。）

(3) 回答

質問書に対する回答は、企画提案競技参加申出書（様式1）を提出した者全てに令和6年4月19日（金）までに電子メール等により回答する。

なお、公平性を期するため、企画提案競技の内容に関すること、またその他企画提案競技に影響を及ぼすものについては回答を差し控える。

13 審査・選考

(1) 審査・選考方法

書面により審査するものとするが、必要に応じて企画提案者によるプレゼンテーションを実施する。審査の結果、最も優れているとされた企画案を提出した者を受託者として決定する。

なお、プレゼンテーションを実施する場合は、詳細な日時、場所、実施方法等について、各企画提案者に電子メール等により別途通知する。

(2) 審査・選考基準

主な審査・選考基準については、次の各号に合致するものとし、審査に際し、別に定めるものとする。

ア 業務運営体制が十分なものとなっていること。

イ 事業効果を高める内容となっていること。

ウ 実施スケジュールや必要経費等が適切な内容となっていること。

エ 事業の趣旨や目的に沿った企画提案であること。

14 審査結果の通知と契約の締結

(1) 審査結果

審査会の審査結果は、各企画提案者に対し書面により通知する。なお、審査結果についての異議申し立ては、一切受け付けない。

(2) 契約の締結

資格者推薦委員会において選定した受託者の代表者と業務委託契約の締結交渉を行う。（契約締結予定日：令和6年5月上旬頃）

(3) 契約についての留意点

委託契約の締結に当たっては、採択された事業内容等について、受託者として決定した企業等と県との間で契約仕様書案等を作成する。必要と認められる場合は、双方で確認の上、提案内容の修正・変更を行う。